

様式第 1 号（第 5 条関係）

入 札 公 告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

越前市長 平 林 透

1 入札に付する事項

- （１）工 事 名 越前市新斎場建設に伴う電気設備工事
- （２）工事場所 越前市春日野町第 105 号 11 番地
- （３）工事概要 新斎場建設工事に伴う電気設備工事
電灯設備、動力設備、受変電設備、太陽光発電設備、弱電設備、
自火報設備、構内配電線路、構内通信線路
- （４）工 期 令和 10 年 6 月 30 日まで
- （５）設 計 額 金 121,287,000 円（税抜き）

2 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次に掲げる条件を全て満たす 2 社で構成する特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）であり、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- （２）主たる営業所（建設業法第 3 条に規定する営業所をいう。）の所在地が越前市内にある者
- （３）福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者
- （４）令和 8 年度越前市指名競争入札参加資格者名簿の電気工事の A 等級に登録されている者
- （５）JV の代表者は、電気工事において、建設業法第 15 条に規定する特定建設業の許可を受けている者
- （６）JV の構成員の出資比率は、代表者が最大であること。
- （７）JV の構成員の最小の出資比率は、30% 以上であること。
- （８）JV の構成員は、同一工事に係る他の企業体の構成員でないこと。
- （９）JV の構成員は、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者（JV の代表者は監理技術者）を当該工事現場に専任で配置できること。
なお、主任技術者又は監理技術者は、3 か月以上の継続的な雇用関係があること。

3 入札参加資格の確認申請

- （１）提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 配置予定の現場代理人、監理技術者等調書（様式第3-1号）

ウ 配置予定の主任技術者又は監理技術者の3か月以上の継続的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）の写し

エ 営業所の専任技術者証明書の写し（専任技術者は現場代理人、主任技術者及び監理技術者になることができない。）

オ 共同企業体構成員（別記様式）

カ 共同企業体協定書

（2）申請書等の配布方法

入札情報サービスシステムにて配布する。

（3）申請書等の受付

申請書等は持参して提出するものとする。申請書受付完了後、入札参加資格確認申請書（様式第2号）の写しを福井県電子入札システムでも提出すること。（申請書提出時に、代表者の電子入札用ICカードで特定建設工事共同企業体名を登録すること。登録後、名称の変更は出来ないため注意すること。）

ア 受付期間

令和8年9月2日（水）から令和8年10月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

※福井県電子入札システムへの提出期限も同じとする。（パソコンやネットワークに不調が生じることも考慮して、余裕をもって提出すること。）

イ 受付場所

越前市建設部建築住宅課（越前市府中一丁目13-7 越前市役所4階）

ウ 提出部数

2部

4 入札参加資格の確認

（1）入札参加資格確認通知書

福井県電子入札システムにより、令和8年10月6日（火）付けで通知するものとする。

（2）入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年10月7日（水）午後5時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ イの書面の提出先は越前市建設部建築住宅課とする。

エ イの書面の提出があった場合は、市は令和8年10月13日（火）午後5時までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

入札参加希望者に対して設計図面、仕様書、工事設計書（以下「設計図書等」という。）

を配布する。

(1) 閲覧期間

令和8年9月2日(水)午後1時から令和8年10月11日(日)午後5時まで

(2) 閲覧場所

入札情報システム

6 質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電話、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年9月2日(水)から令和8年9月30日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

越前市建設部建築住宅課(越前市府中一丁目13-7 越前市役所4階)

(3) 回答方法

質問があった場合は、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

令和8年9月2日(水)から令和8年10月11日(日)午後5時まで

イ 閲覧場所

入札情報サービスシステム

7 入札書受付期間及び開札日時

福井県電子入札システムにより行う。

(1) 入札書受付期間

令和8年10月9日(金)午前8時30分から

令和8年10月13日(火)午後3時00分まで

※この入札に使用する電子入札用ICカードは、代表者の名義であり、福井県電子入札システムに利用登録したものに限る。

(2) 開札日時

令和8年10月15日(木)午前9時00分

(越前市新斎場建設工事の入札状況(不調、中止)により、改札を取りやめる場合がある)

8 入札の方法及び落札者の決定等

(1) 最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。

(2) 入札回数は2回を限度とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(4) 契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。

9 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、越前市工事費内訳書提出指針に基づき、第1回の入札金額に対応した工事費内訳書を、福井県電子入札システムを利用して提出しなければならない。

(2) 落札者は、契約締結までに上記の工事費内訳書と同じ内容の工事費内訳書を工事担当課に提出し、確認を受けること。ただし、第2回の入札を行った場合は、落札額に対応した工事費内訳書とする。

10 入札保証金

入札保証金（入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の金額）は、越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

11 契約保証金

契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）は、越前市契約規則第25条の規定に基づき、契約締結までに納付するものとする。ただし、同規則第25条の2及び第26条の規定に基づき、契約締結までに次の各号のいずれかに該当する担保等を提供する場合は、この限りでない。

(1) 国債又は地方債（無記名のものに限る。）

(2) 契約担当者が確実と認める社債（無記名のものに限る。）

(3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証（公有財産売払特例入札の場合にあつては、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は当該公有財産売払特例入札に係る電子情報処理組織を管理する事業者の保証。以下同じ。）

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

12 入札参加資格の取消

4(1)の確認通知の後において、入札参加資格があると認められた者（共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。

(2) 3(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

- (3) 越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（平成17年10月1日施行）の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

1.3 契約書作成の要否

必要

1.4 支払条件

本工事は、令和8年度から令和10年度にわたるものであり、令和8年度の請負代金の支払いはないものとする。

1.5 入札の無効

越前市契約規則第15条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の確認を受けていない者
- (2) 入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者
- (3) 開札時点で入札参加資格を欠くに至った者
- (4) 入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者
- (5) 公表された設計額を超える価格で入札をした者
- (6) 設計図書等の閲覧をしなかった者又は閲覧したことを入札執行者が確認することができなかった者
- (7) 工事費内訳書の提出を行わなかった者又は提出された工事費内訳書が必要事項を満たしていると認められなかった者

1.6 入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- (2) 入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。
- (3) 事故が発生したとき。
- (4) 不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

1.7 下請けを行う場合の市内業者の優先選定

受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、越前市内に営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。ただし、この場合の趣旨は、越前市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が越前市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して不利益を課すものではない。

1.8 その他

- (1) 共同企業体の名称は、〇〇(株)・(株)△△特定建設工事共同企業体とする。(工事名等は入れないこと。)
- (2) 本工事は、越前市建設工事における週休2日実施要領に基づく週休2日対象工事

である。

(3) その他不明な点については、越前市総務部財産管理課契約検査室に照会すること。